

補助金メニュー一覧

令和4年4月1日現在

カテゴリ：産業振興・雇用

No.	種類	分類	補助金名	担当課	メニュー	補助率	補助対象経費	補助対象者	備考
1	補助金	定住対策	地域おこし協力隊起業支援補助金	美郷暮らし推進課		10/10（上限200万円）	起業に要する経費（設備費、備品及び土地・建物賃借費、法人登記費、知的財産登録費、マーケティング費、技術的指導受入れに要する費用等）	地域おこし協力隊の任期終了前後1年以内の者	
2	補助金	産業振興	特産品加工施設整備支援事業補助金	産業振興課	新設	2/3（上限200万円） ※1年度につき1回まで ※下限事業費：施設及び機械…20万円 器具及び備品…1万円	①加工施設の新築又は増改築に要する経費（新たな特産品の開発のために必要な既存施設の改修を含む。） ②機械及び装置（中古品を含む。）の購入に要する経費 ③器具及び備品の購入に要する経費 ④食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条に規定する営業許可の取得及び更新に必要な経費	個人事業主、法人、加工グループ	
					更新	1/2（上限200万円） ※1年度につき1回まで ※下限事業費：施設及び機械…20万円 器具及び備品…1万円			
3	補助金	産業振興	産直市活性化支援事業補助金	産業振興課	ハード整備事業	1/2 ※有人市は20万円/年度、無人市は10万円/年度をそれぞれ上限	①販売、加工等を行う施設の新設、増設、修理又は改修 ②販売、加工等に必要な備品の購入、修理又は更新（リース物件を含む） ③イベント等における販促活動に直接必要な経費 ④その他、町長が必要と認めたもの	町内4産直市（みさと市、やなしおの里、まほろば市、沢谷中央市場）	
					ソフト整備事業	2/3 ※有人市は20万円/年度、無人市は10万円/年度をそれぞれ上限			
4	補助金	商工振興	地域商工業等支援事業費補助金	産業振興課	小売店等開業支援事業（県事業）	①一般枠 1/2（県1/4 町1/4）：上限200万円、家賃は月額100,000円かつ12月を限度	①一般枠 改修費、建築費、備品購入費、備品リース料、家賃、広告宣伝費 ②特別枠 ア 開店に要する経費 【改修費、備品購入費、備品リース料、家賃、広告宣伝費】 イ 特定創業支援等事業の受講等に要する経費 【受講料、旅費】 ウ 特定創業支援等事業の受講等の後に必要となった経費 【備品購入費、備品リース料、広告宣伝費】	島根県が行う地域商工業支援事業補助金の対象となる以下の者 ①卸売業、小売業 ②宿泊業、飲食サービス業 ③生活関連サービス業、娯楽業 ④サービス業（他に分類されないもの）	
						②特別枠（一般枠の交付決定を受けた者が開業支援特別枠の交付申請をする場合、一般枠の交付決定額と合わせて240万円を上限とする。） 1/2（県1/4 町1/4）：上限240万円、家賃は月額100,000円かつ12月を限度			
					買い物不便対策事業（県事業）	【改修費、建築費、建物取得費、備品購入費、備品リース料、家賃、広告宣伝費】 1/2（県1/4 町1/4）：上限1,000万円、家賃は月額100,000円かつ12月を限度	改修費、建築費、建物取得費、備品購入費、備品リース料、家賃、広告宣伝費 ※1 中小企業者以外の会社が開店計画を有する場合は、改修費、建築費、建物取得費、備品購入費、備品リース料のみを対象経費とする。 ※2 改修・備品購入の計画を有する場合は、改修費、備品購入費、備品リース料のみを対象経費とする。		

補助金メニュー一覧

令和4年4月1日現在

カテゴリ：産業振興・雇用

No.	種類	分類	補助金名	担当課	メニュー	補助率	補助対象経費	補助対象者	備考
4	補助金	商工振興	地域商工業等支援事業費補助金	産業振興課	移動販売・宅配支援事業 (県事業)	①1/2 (県1/4 町1/4) ※1台あたり200万円が上限 ②次の金額以内 1年目100,000円/1台 2年目80,000円/1台 3年目60,000円/1台 ※3年までを上限とする ③1/2 (県1/4 町1/4) ※1台あたり200万円が上限	①移動販売又は宅配に必要な車両及び備品の購入費(20万円以上のものに限る。) ②移動販売又は宅配の運営に要する次の経費 ア 燃料費 イ 車検費用 ウ 修理費 エ 備品購入費(20万円未満) オ 備品リース料(20万円未満) ただし、年間経費が20万円を超えることを要件とする。 ③軽減税率及び在庫管理、売り上げ分析に対応が可能なPOSシステム等レジ関連機器の購入またはリースにかかる経費	島根県が行う地域商工業支援事業補助金の対象となる以下の者 ①卸売業、小売業 ②宿泊業、飲食サービス業 ③生活関連サービス業、娯楽業 ④サービス業(他に分類されないもの)	
					商工業持続化支援事業	①持続化支援枠 1/2 (上限50万円)	改修費、建築費、建物取得費、備品購入費、備品リース料、広告宣伝費	地域商工業支援事業補助金の対象とならない以下の者 ア製造業 イ卸売業、小売業 ウ宿泊業、飲食サービス業 エ生活関連サービス業、娯楽業 オサービス業(他に分類されないもの)	
					商工業持続化支援事業	②新規起業枠 1/2 (上限100万円)	改修費、建築費、建物取得費、備品購入費、備品リース料、広告宣伝費	地域商工業支援事業補助金の対象とならない以下の者 ア製造業 イ情報通信業 ウ卸売業、小売業 エ宿泊業、飲食サービス業 オ生活関連サービス業 カサービス業(他に分類されないもの) キ特に町長が認めたもの	
					商工業持続化支援事業	③空き家・空き店舗活用起業枠 1/2 (上限200万)	改修費、建物取得費、備品購入費、家賃(12ヶ月分)	製造業、情報通信業、卸売業、小売業、飲食業、サービス業	
					商工業持続化支援事業	④新事業展開枠 1/2 (上限300万)	改修費、建物取得費、備品購入費、備品リース料、家賃(12ヶ月分)	町内に主たる事業所を置き、町内で新たな事業展開を実施する中小企業者、組合、または個人	

補助金メニュー一覧

令和4年4月1日現在

カテゴリ：産業振興・雇用

No.	種類	分類	補助金名	担当課	メニュー	補助率	補助対象経費	補助対象者	備考
4	補助金	商工振興	地域商工業等支援事業費補助金	産業振興課	特産品加工支援事業	1/2（上限100万円）	改修費、建築費、建物取得費、備品購入費、備品リース料、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条に規定する営業許可の取得に必要な経費、新商品のラベル、パッケージ作成に係る経費、細菌検査費用、試作品作成にかかる経費	個人事業主、法人、加工グループ	
					みさとと。ビジネスコンテスト事業	①新規起業枠 ア 起業資金・設備投資補助 2/3（上限400万円） イ 活動費補助 10/10（上限100万円）	ア 起業資金・設備投資補助 建築費、改修費、建物取得費、備品購入費、備品リース料、家賃、その他必要経費（試作開発費、通信運搬費、広告宣伝費、知的財産権等関連経費、委託費、人件費（役員報酬を除く）等） イ 活動費補助 旅費、謝金、その他募集テーマに関する情報収集・調査にかかる経費	ビジネスコンテスト最終審査通過者	
						②空き家・空き店舗活用起業枠 ア 起業資金・設備投資補助 2/3（上限500万円） イ 活動費補助 10/10（上限100万円）	ア 起業資金・設備投資補助 建築費、改修費、建物取得費、備品購入費、備品リース料、家賃、その他必要経費（試作開発費、通信運搬費、広告宣伝費、知的財産権等関連経費、委託費、人件費（役員報酬を除く）等） イ 活動費補助 旅費、謝金、その他募集テーマに関する情報収集・調査にかかる経費	ビジネスコンテスト最終審査通過者	
5	補助金	産業振興	おおち山くじら活用支援事業補助金	美郷バレー課	ロース肉	ブロック 2,000円/kg スライス 2,400円/kg	町内の飲食店に対して販売したおおち山くじらの卸販売額(消費税を除く。)	町内の飲食店(おおち山くじらを使った料理を提供する飲食店に限る。)におおち山くじらを卸販売する事業者	
					バラ肉	ブロック 1,500円/kg スライス 1,800円/kg			
					モモ肉	ブロック 800円/kg スライス 1,400円/kg			
					ミンチ	800円/kg			
					その他町長が必要と認めるもの	町長が別に定める額			

補助金メニュー一覧

令和4年4月1日現在

カテゴリ：産業振興・雇用

No.	種類	分類	補助金名	担当課	メニュー	補助率	補助対象経費	補助対象者	備考
6	助成金	住民自治	NPO法人等活動支援事業助成金	美郷暮らし推進課		定額（150万円を上限とし、原則3年（最長5年））	NPO法人等の団体の立ち上がり期の活動若しくは新規の活動又は団体の自立的経営に必要な経費 ①謝金（講師や専門家への謝礼） ②賃金 ③旅費 ④食料費 ⑤材料費及び消耗品費 ⑥使用料及び借上げ料 ⑦通信運搬費 ⑧広告料 ⑨印刷費 ⑩調査費（販路確保等） ⑪研究費（技術導入等） ⑫備品購入費 ⑬施設整備費（用地取得は除く） ⑭その他事業実施に必要と認められる経費	①NPO法人 ②法人格をもたない民間団体にあつては、次の要件を備えているもの ア 10人以上の会員を有している イ 団体としての意志決定により活動ができ、確実な経理処理ができる ウ 団体の本拠としての事務所又は事務を行う場所を町内に有し、町内で活動する団体である エ 規約、規則等を有している オ 代表者が明らかである	
7	助成金	産業振興	健康食品産業研修事業助成金	産業振興課		50,000円/月（12月を限度）	健康食品産業に就業・定住することを前提として町内に住所を移転した者で、研修期間中の住居や交通費など研修実施に要する生活費の一部に対して交付 ※健康食品 ①稲若葉 ②麦の実及び麦若葉 ③桑 ④またたび ⑤靈芝 ⑥西条柿の葉 ⑦雑穀	研修受講者	
8	助成金	雇用対策	雇用促進奨励助成金	産業振興課		1事業所につき最大合計150万円まで助成 ・従業員1人につき30万円助成 ※町内在住者は新卒採用者のみ ※町外在住者は新卒採用者及び中途採用者 ・友好技能実習生1人につき90万円（30万円×3年間）助成（上限額の積算には含めない）	従業員の人件費として	町内事業所	
9	貸付	地域振興	地域総合整備資金貸付	産業振興課		事業に要する費用に係る借入の25%（500万円以上7億5千万円を上限）：4年以内を限度 ※無利子	事業に必要な以下の費用に対して貸付 ①設備の取得等に係る費用 ②試験研究開発費等当該設備の取得等に伴い必要となる付随費用（人件費、賃借料、保険料、固定資産税、支払金利及びリース料）	美郷町が策定した地域振興民間能力活用事業計画に位置づけられた民間事業者等	・償還期間 15年（5年以内の据置期間を含む）

補助金メニュー一覧

令和4年4月1日現在

カテゴリ：産業振興・雇用

No.	種類	分類	補助金名	担当課	メニュー	補助率	補助対象経費	補助対象者	備考
10	補助金	地域振興	美郷町誇りのもてるふるさとづくり事業補助金	美郷暮らし推進課		事業に係る経費の4/5(上限50万円)	地域の特性、自然、歴史環境等を活用した特色ある事業に係る費用	町内各地域の自治会・住民団体	
11	交付金	環境	地域バイオマス利活用事業交付金	企画推進課	地域バイオマス利活用推進交付金(バイオマス利用対策推進交付金)	補助対象経費の欄に掲げる①及び②のア～ウに要する経費については、定額(1/2を上限) 補助対象経費の欄に掲げる②のエに要する経費については、定額	地域バイオ実施要綱第2の規定に基づいて行う次の事業に要する経費 ①バイオマスタウン構想の策定 ②プラットフォームづくり ア バイオマスタウン構想実現のための総合的な利活用システムの構築 イ バイオ燃料の品質分析等 ウ 生産製造連携事業計画の作成 エ バイオマスの利活用高度化検討	事業を行う団体	
					地域バイオマス利活用整備交付金(バイオマス利用対策整備交付金)	右記対象経費について ①定額(1/2以内、民間事業者は1/3以内(別に示す施設については、1/2以内)) ②定額	①施設整備事業 地域バイオマス実施要綱第2の規定に基づいて行う施設整備事業に要する次の経費 ア 地域モデルの実証に要する次の経費 イ 新技術実証に要する経費 ウ 事業成果拡大に要する経費 ②付帯事務費 ア 市町村が行う①の計画策定及び指導監督費並びに市町村等が行う事業の実施に要する経費		